

勝部自治会自治会長等選出規程

- 第1条 1. 会則第10条の規定に従い、自治会長等の選出はこの規程によって行なう。
- 第2条 1. 選挙を行うため、協議員会で選出された選挙管理委員をもって選挙管理委員会をおく。
2. 選挙管理委員は3名とし、内1名は長となる。
- 第3条 1. 選挙管理委員は次の事務を行う。
(1) 選挙の公示
(2) 候補者届の受理および候補者の氏名の発表
(3) 投票と開票の管理および投票の有効と無効の判定
(4) 当選者の報告
(5) その他選挙に必要な事項
- 第4条 1. 会長の選出は、本町に2年以上在住した会員の立候補者中より選出する。
2. 会長に立候補する者は、選挙管理委員会に届出なければならない。
3. 会員は、本人の承認を得て選挙管理委員会に候補者を推せんすることができる。
- 第5条 1. 投票は単記制とし、当選人は高得票順に定める。
- 第6条 1. 立候補者および推せん候補者がいない場合は、附則第1条第1項の地区から1名以上を選考委員会で推せんし、候補者として前条の方法により選出する。
2. 前項の方法により選出できない場合は選考委員会で候補者を選出する。
3. 選考委員会は顧問、副会長、会計係その他、協議員会正副議長をもって組織し自治会長が召集する。
- 第7条 1. 候補者が定員以内の場合は、その候補者は信任投票によって決める。
- 第8条 1. 勝部神社の責任役員の選出は内規にもとづき、自治会長が推薦し協議員会の承認によって決める。
2. この規定は昭和51年4月1日から実施する。

附 則

- 第1条 1. 第4条第1項、第6条第1項、第2項、第3項の改正事項については昭和58年4月1日から実施する。
2. 第8条第1項の改正事項については平成16年4月1日から実施する